

始良・伊佐地区介護保険組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、始良・伊佐地区介護保険組合規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 14 日提出

霧島市長 前 田 終 止

（提案理由）

霧島市の事務所の設置方式を現在の分庁方式から本庁方式に移行することに伴い、「霧島市役所隼人庁舎」の名称を規定した霧島市役所庁舎設置条例を廃止することとなったため、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

始良・伊佐地区介護保険組合同規約の一部を変更する規約

始良・伊佐地区介護保険組合同規約（平成 11 年指令地第 181 号許可）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「霧島市役所隼人庁舎内」を削る。

附 則

この規約は、霧島市公告式条例の一部を改正する等の条例（平成 29 年霧島市条例第 号）の施行の日から施行する。